

令和 6 年 3 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 6 年 3 月 1 日（金曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 3 月 1 日（金曜日）午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 7 号 八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例制定について

第 6 議案第 9 号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制
定について

第 7 議案第 10 号 八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

第 8 議案第 11 号 八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定について

第 9 議案第 12 号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

第 10 議案第 13 号 八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について

第 11 議案第 14 号 八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制
定について

第 12 議案第 15 号 八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

第 13 議案第 16 号 八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定について

第 14 議案第 17 号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について

第 15 議案第 18 号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について

第 16 議案第 19 号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第 17 議案第 20 号 八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

- 第 1 8 議案第 2 1 号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 9 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
- 第 2 0 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について
(農地・農業用施設災害復旧工事石川(寺立～熊沢出口))
- 第 2 1 議案第 2 4 号 工事請負変更契約の締結について
(旧八森小学校解体工事)
- 第 2 2 議案第 2 5 号 工事請負変更契約の締結について
(欄干橋橋梁補修工事)
- 第 2 3 議案第 2 6 号 工事請負変更契約の締結について
(令和 5 年度発生災害復旧工事(1 工区))
- 第 2 4 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(改善センター等・コミュニティセンター)
- 第 2 5 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(産地直売施設「おらほの館」)
- 第 2 6 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(ハタハタ館)
- 第 2 7 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(ポンポコ山公園パークセンター)
- 第 2 8 議案第 3 1 号 令和 5 年度八峰町一般会計補正予算(第 1 0 号)
- 第 2 9 議案第 3 2 号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 3 0 議案第 3 3 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 1 議案第 3 4 号 令和 5 年度八峰町当診療所特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 2 議案第 3 5 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 3 議案第 3 6 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 4 発議第 1 号 予算特別委員会の設置について
- 第 3 5 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 6 議案第 3 7 号 令和 6 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 7 議案第 3 8 号 令和 6 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 第 3 8 議案第 3 9 号 令和 6 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 9 議案第 4 0 号 令和 6 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 1 号 令和 6 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 2 号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 3 号 令和 6 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 4 3 議案第 4 4 号 令和 6 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 4 4 議案第 4 5 号 八峰町教育長の任命について
- 第 4 5 議案第 4 6 号 八峰町教育委員会委員の任命について（福士保洋）
- 第 4 6 議案第 4 7 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について（佐藤孝之）
- 第 4 7 議案第 4 8 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について（芹田 薫）
- 第 4 8 議案第 4 9 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について（小林幸一）
- 第 4 9 議案第 5 0 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について（田村正彦）
- 第 5 0 議案第 5 1 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について（阿部富廣）
- 第 5 1 議案第 5 2 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について（笠原吉範）
- 第 5 2 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採
択を求める陳情書
- 第 5 3 陳情第 2 号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件確保と地域経済の振
興を求める陳情
- 第 5 4 陳情第 3 号 「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に
関する陳情書

出席議員（11人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫	7 番 腰 山 良 悦
8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人	10 番 門 脇 直 樹
11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也	

欠席議員（1人）

4 番 芦 崎 達 美

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	堀 内 和 人	建 設 課 長	浅 田 善 孝
農業委員会事務局長	内 山 直 光	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	工 藤 善 美

議会事務局職員出席者

議会事務局 長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
---------	-------	-----------	---------

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方々には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

これより令和 6 年 3 月八峰町議会定例会を開会します。

4 番芦崎達美君から療養のための欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第 124 条の規定により、3 番奈良聡子さん、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、2月21日、議長立ち会いのもと、議会運営委員会を開催し、2月1日付けで議長から諮問のあった令和6年3月八峰町議会定例会議事日程等、議事運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月15日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定しました。

なお、本議会上程及び付託中の陳情については、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、最終日の発議が日程に追加となります。

また、一般質問割り振りにつきましては、4日の締め切り後、議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から3月15日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ、発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年3月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月5日に役場において開催しました八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

昨年の秋田県飲酒運転追放等競争においては、3件の酒気帯び運転のほか、1件の交通死亡事故が発生しており、県内25市町村中、24位の結果となりました。

この結果を厳しく受け止め、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や

「交通死亡事故ゼロ」の取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めてまいります。

次に、1月7日に開催しました八峰町消防出初め式についてであります。

今年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことを踏まえ、団員の参加人数の制限を解除して、実施しました。

式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員121名と消防車両15台による分列行進が披露され、峰栄館ホールにおいて行われた式典では、長年にわたり消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。

まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携し、火災予防運動を実施してまいります。

次に、1月1日に発生しました能登半島地震への支援についてであります。

現在も被災地では断水が続いており、仮復旧も3月末までかかる見込みとのことです。

町では、令和3年に購入した「災害用シャワーキット」2セットについて、被災地への貸し出しを行っておりますが、今後も被災地域の状況を踏まえながら、できる限りの支援を行ってまいります。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

次に、2月27日に行いましたイオン東北株式会社との災害時における物資の供給に関する協定締結についてであります。

この協定は、災害発生時において生活物資を優先的に確保・供給することにより、被災した住民の生活の安定を図るために締結したものであります。

イオングループでは、2011年から自治体と包括連携協定を締結しており、地域社会が抱える課題を解決するため、子どもや青少年の育成、地域防災対策、高齢者や障がい者の支援など、地域経済の活性化や生活サービスの向上に取り組まれている企業であります。

今回の協定締結を契機に、様々な分野での協力関係につながっていくものと期待しているものであります。

次に、「友好都市協定」についてであります。

昨年7月の豪雨災害に際し、給水パックや見舞金のご支援を賜りました栃木県茂木町に11月6日に訪問し、災害支援のお礼を申し上げ、その折、友好都市の協定締結につ

きましてもお話してまいりました。

このたび、協議が整いましたので、2月20日、茂木町役場において友好都市協定を締結いたしました。

今後は、お互いの町の魅力を共有し、災害時の相互応援のみならず、産業や観光に関する相互協力、教育やスポーツ、文化芸術、町民間の相互交流など、幅広い分野における交流を進めてまいります。

次に、「ふるさと逸品協定」についてであります。

2月5日に、役場大会議室において、大阪府泉佐野市と「ふるさと逸品協定」を締結しました。

ふるさと逸品協定は、自治体間で協力することにより、地域の特産品の新たな販路開拓の一助になればという考えのもと、お互いの地域でPRすることを目的としており、町では、「菌床しいたけ」、「日本酒山本」、「ハタハタ等海産物」を、泉佐野市では、「水なす」、「泉州タオル」をそれぞれ逸品に位置づけしております。

今後は、両市町のイベントや2025大阪万博などでPRを行いながら、それぞれの地域の盛り上げにつなげてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

民間事業者との連携により、旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用し住居環境を整備する「定住促進住宅事業」については、昨年12月18日に公募型プロポーザル方式による公募を開始し、2月15日にプレゼンテーションを行い、事業者を決定いたしました。

今後は、関係条例等の整備を進めながら、一日も早く完成できるよう、事業者と調整を図ってまいります。

次に、株式会社モンベルとの「連携と協力に関する包括協定」についてであります。

昨年12月20日、株式会社モンベルとの間で、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と町民生活の質の向上を目的とした、包括協定を締結しました。

今後は、御所の台エリア再構築構想におけるアウトドアエリアについてご助言をいただくほか、民間企業の知見を活かした自然体験の促進や地域経済の活性化、モンベル会員への情報発信等について、連携と協力を行ってまいります。

次に、2月4日に留山において開催した、白神山地世界遺産登録30周年記念イベント「留山“森の鍋”物語」についてであります。

このイベントは、台湾等からのインバウンドなど、冬季の誘客促進を図ることを目的

に実施したものであります。

当日は、雪上トレッキングを楽しんだほか、留山のブナの巨木の前できりたんぽ鍋がふるまわれ、白神の冬の恵みを体験していただきました。

運営に当たられた実行委員会の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、令和6年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、昨年12月5日に県の「生産の目安」について各市町村へ通知をしており、現在の需給環境をより確かなものとするため、作付数量及び面積を昨年と同等とする内容になっております。

これを受け、町協議会としまして、昨年12月26日の幹事会及び1月22日の総会において、八峰町の「生産の目安」を昨年と同等とすることで決定しております。

これからも、農協等の方針作成者の協力のもと、非主食用米や高収益作物などへの取り組みを進め、米価の安定に努めてまいります。

次に、教育関係についてであります。

昨年7月12日と10月13日の2回にわたり、100万円ずつ若狭敏春様からご寄附があり、「小・中学生のために使用してほしい」とのことでありましたので、八森、峰浜両小学校と八峰中学校のそれぞれの音楽室に、エアコンを設置するために使用させていただくことにしました。若狭様のご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

また、金谷信榮様から昨年12月26日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、150万円のご寄附をいただきました。金谷様からは、平成24年から続けてご寄附をいただいております。総額で1,200万円にもなります。金谷様のご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

これにより、図書室としては人口1人当たりの蔵書数や図書購入費用、貸出冊数は県内トップレベルにあります。

町としましては、今後も図書室の充実を図りながら、読書活動を推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

2月24日、峰栄館において、今年度のスポーツ文化栄誉賞授賞式を行いました。

受賞者数は町長賞が1名、教育委員会賞が13名、小中学生奨励賞が5名及び2団体、合わせて個人19名と2団体でありました。

受賞された皆様は、たゆまぬ努力と強い意志を貫かれ、八峰町の名前を県内だけでな

く東北や全国へと広く知らせ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくださいました。まさに称賛に値するものであり、心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、令和6年度機構改革に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、指定公金事務取扱者制度が創設されたことに伴い、参照条文を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県との人事交流を行うこと及び教育委員会に指導主事を配置することに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、令和6年4月から、技能労務職員である会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和6年4月から、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第12号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業を取得する会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定については、基金の積立上限額を超える運用益の処分について、使途を追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和6年度から合併処理浄化槽事業を下水道事業会計に組み入れるため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、令和5年度で合併処理浄化槽事業特別会計を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第16号、八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営診療所埴川出張所を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第17号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、ハタハタ館の利用料の上限額を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第18号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を廃止し、地域活性化住宅に編入するため、条例改正しようとするものであります。

議案第19号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、「第9期介護保険計画」に基づく保険料率設定期間を定めること等について、条例改正しようとするものであります。

議案第20号、八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第21号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第22号、町道路線の認定については、「町道蝦夷倉西線」を新たに町道認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号、工事請負契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧工事について、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号、工事請負変更契約の締結については、旧八森小学校解体工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号、工事請負変更契約の締結については、欄干橋橋梁補修工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事（1工区）変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号、公の施設の指定管理者の指定については、集会施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、公の施設の指定管理者の指定については、産地直売施設「おらほの館」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、公の施設の指定管理者の指定については、ハタハタ館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号、公の施設の指定管理者の指定については、ポンポコ山公園及びポンポコ山公園パークセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第10号）」は、11億1,000万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を91億3,859万7,000円とするもので、主な歳出は、繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第32号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、722万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億8,323万5,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第33号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、71万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億273万9,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第34号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、164万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8,342万4,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第35号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入の予定額から1億3,005万円、収益的支出の予定額から1,894万9,000円をそれぞれ減額し、収益的収入の予定額を1億9,785万1,000円、収益的支出の予定額を3億895万2,000円とし、資本的収入の予定額から20万3,000円を減額し、資本的支出の予定額に1,783万2,000円を追加して、資本的収入の予定額を2億5,640万1,000円、資本的支出の予定額を3億2,779万7,000円とするもので、災害復旧事業費の確定に伴う補正及び一般会計からの補助金及び出資金の減額であります。

議案第36号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入の予定額から1億5,314万円を減額し、収益的収入の予定額を3億7,413万4,000円とし、資本的収入の予定額から973万2,000円を減額し、資本的収入の予定額を2億1,726万4,000円とするもので、主な内容は、一般会計からの補助金及び出資金の減額であります。

議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第38号、令和6年度八峰町国民健康事業勘定特別会計予算から議案第42号、令和6年度八峰町営診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第43号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第45号、八峰町教育長の任命については、教育長に鈴木洋一氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命については、教育委員会委員に福士保洋氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号から議案第49号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、固定資産評価審査委員会委員に佐藤孝之氏、芹田 薫氏及び小林孝一氏の3名を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第50号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に田村政彦氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第51号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に阿部富廣氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第52号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に笠原吉範氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は46議案であります。

詳細につきましては、各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和6年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

2023年は、新型コロナウイルス感染症の位置づけがインフルエンザと同じ5類に移行したことに伴い、社会経済活動の正常化が進みながらも、今も出口の見えないロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとイスラム組織の戦闘などの影響を受けることとなり、原油や天然ガス等のエネルギー問題や食料品をはじめとする生活必需品の高騰、サプライチェーンの混乱などが続いております。

こうした中、日本経済は、コロナ禍で家計に蓄積された待機資金や賃上げ等が個人消費を下支えし、また、円安の進展もありインバウンド需要が急回復するなど、緩やかな回復の動きが続きましたが、急激な需要の回復に供給側が追い付かず、幅広い業種にお

いて人手不足が深刻化しているほか、エネルギーや食料品、原材料等の価格が高騰し、家計や企業収益を圧迫しており、未だ安定成長軌道には至っていない状況が続いております。

一方、県内経済は、各種イベントなどが4年ぶりに行動制限なしに通常開催されるなど、脱コロナの動きが本格化したことにより個人消費は緩やかに持ち直しましたが、生産面や雇用情勢は改善の動きが弱く、全体としては持ち直しの動きがしばらく足踏みしている状況が続いております。

このような社会経済の中で、国の令和6年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「加速する新しい資本主義」を掲げ、構造的賃上げの実現と人への投資、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換による「成長と分配の好循環」の実現、最も有効な未来への投資である少子化対策・子ども政策の抜本強化に取り組むことにより、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、本格的な経済回復、新たな経済成長への軌道に乗せていくものとしております。

また、地方財政については、「骨太の方針2021」において定められた、いわゆる地方の一般財源総額実質同水準ルールは、令和6年度においても維持されることとなった一方で、国においても地方においても歳出構造を平時に戻し、地方公共団体が国の財政に頼らない自立的な財政運営を行うようにすべきとしております。

八峰町の令和6年度当初予算編成に当たっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は厳しい局面が続くことが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定されるため、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き、歳出では、人件費などの「義務的経費」と、普通建設事業費をはじめとする「投資的経費」に分類し、費目ごとに、「ゼロベースからの積み上げ」や「令和4年度決算ベース」、令和5年度当初予算から「数十%縮減」等の要求基準を掲げて編成作業に当たることといたしました。

令和3年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」後期基本計画に基づき、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための予算を編成したところであり、令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き、産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推

進してまいります。

令和6年度一般会計予算については、旧岩館小学校の校舎解体事業やハタハタ館の大規模改修工事を盛り込んだほか、社会資本整備総合交付金事業や昨年7月の豪雨に伴う災害復旧事業費の一部を当初予算に計上したこと、また、会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となり人件費が増加したほか、能代山本広域市町村圏組合で実施している一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費の負担金が大幅に増額となったものの、事業の見直しなどを行い、総額は前年度より300万円少ない、64億4,900万円となっております。

なお、令和元年度以降毎年5億円程度繰り入れておりました財政調整基金の一般分を、令和6年度は2億円に縮減しております。

それでは、項目ごとに主要施策についてご説明いたします。

老朽化が進んでいる旧岩館小学校の解体工事を行い、遊休施設の除却を推進するとともに、跡地は、災害時の避難場所として整備の方向性を検討いたします。

岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、外構整備を行うほか、北側擁壁の補修や生活道路の整備、岩館生活改善センターの解体工事を行うこととしております。

次に、定住・移住関連事業については、民間事業者との連携により、旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用して住居環境を整備する「定住促進住宅事業」は、事業者が決定したことから、今後は工事の施工行程及び入居者の募集が順調に推移するよう努めるほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県との共同事業として実施いたします。

また、地域おこし協力隊の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進いたします。

地域公共交通対策については、引き続き「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施し、交通弱者の利便性を図るとともに、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減も図ってまいります。

また、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めるため、講演会やワークショップを引き続き開催してまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

成年後見支援センターについては、認知症や障害などで判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる体制づくりに努めるとともに、権利擁護事業の普及を図ってまいります。

高齢者福祉については、高齢者の皆様が生きがいを持ち健康で安心して暮らせるよう、外出や食の自立を支援する事業やひとり暮らしの生活をサポートする事業などを実施いたします。

障がい者福祉については、日常生活の自立支援に努めるとともに、関係機関との相互連携を強化し、障がい者が安心して暮らせるよう、地域全体で支える活動を推進してまいります。

福祉医療費については、対象となる方々へ適切なサービスを継続するほか、子育て世帯においては、高校生までの医療費の無償化や小・中学校への新入学児童に育児助成金を支給するなど、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

健康増進対策については、町民の健康増進を図るため、健康教室などの各種保健事業を実施するとともに、各種がん検診等の負担軽減を図るため、節目年齢を対象に無料クーポンを交付するほか、脳血管疾患の早期発見等を目的に行う、脳ドックの検診費用なども助成してまいります。

また、後期高齢者を対象に、生活習慣病の予防や早期発見、疾病の重症化、フレイル（虚弱）予防を目的とした保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

予防接種事業については、任意予防接種に対する助成を継続し、定期接種においても、乳幼児期の予防接種の継続、並びに国の指針変更により、接種機会を逃した年代の女性に対し、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの積極的な接種勧奨を促し、子宮頸がんへの予防対策に努めてまいります。

母子保健対策については、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供してまいります。

また、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的な負担を軽減するため、不妊治療等への助成を継続するとともに、赤ちゃん誕生祝い金を支給するなど、子育て世代の生活環境の安定を図ってまいります。

歯の健康事業については、幼児へのフッ化物塗布事業や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対するフッ化物洗口事業を実施するほか、歯周病検診事業を継続し、オーラル

ケアの大切さを啓発してまいります。

自殺予防対策については、生活とこころの無料相談会の開催や、地域で自殺予防の活動をしている団体をはじめ、ふれあいネットワーク会議など福祉関係団体と連携しながら、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、予防活動を実施してまいります。

次に、農林関係について申し上げます。

農業者の高齢化や担い手不足が加速する中で、担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」等により、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めてまいります。

また、農地の維持に関しましては、概ね10年後の地域の農地を誰が利用し、守り、維持発展させていくのかを「農業者・農地所有者・地域住民」が一体となり話し合いを行い、現在の「人・農地プラン」から新たに「地域計画」を策定し、農地の維持に取り組んでまいります。

さらに、秋田県農業共済組合が行っている、農業経営収入保険及び農作物共済への加入者負担金の一部助成を行い、農業経営の安定化を図ってまいります。

昨年度、町が事業実施主体として行った「半農半X等人材確保事業」については、一定程度の効果が見込まれることから、「移住・定住・交流推進事業助成金」を活用し、令和6年度も町で取り組み、農林漁業の人材確保と本町への移住・定住の推進につなげてまいります。

農業農村整備事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」及び「沼田田中地区」の面整備工事が始まる予定となっているほか、新たな整備地区として「大槻野地区」の調査計画策定事業への着手も予定されております。

鳥獣被害対策については、新たにクマ用のオリ4基を導入し捕獲に努めるとともに、八峰中学校裏手で緩衝帯の整備を行い、町民の安全・安心に努めてまいります。

林業振興については、森林整備を効率的に進めるため、森林環境譲与税を活用し、昨年度から実施している境界の明確化と資源解析を行い、森林所有者への整備方針の意向確認調査の迅速化を図ってまいります。

また、松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまい

ります。

次に、産業振興関係について申し上げます。

労働・雇用対策については、個人から事業者まで、きめ細かく支援していくため、「資格取得支援事業」や「雇用創出活動支援事業」等を実施してまいります。

人材の確保については、町内外から広く人材を募集するため、求人情報を大手メディアサイトと連携し、必要な人材の確保に努めてまいります。

水産業の振興については、磯根資源の再生を図るため、岩盤清掃を用いてギバサ藻場の再生を目指す「藻場再生調査事業」に取り組むほか、資源が減少しているアワビについても、原因究明と効果的な資源管理方法の確立を目的に「アワビ資源対策調査事業」を行うこととしております。

また、漁業者の所得の向上や漁師の担い手を確保することを目的に、2021年度から実施している「サーモン養殖事業」については、引き続き、県、養殖事業者等と連携しながら、生存率向上に向けた取り組みを支援してまいります。

八森漁港及び岩館漁港における「水産物供給基盤整備事業」については、沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備するため、漁業関係者と調整を図りながら、県と連携し、整備を推進してまいります。

商工振興については、ハタハタやシイタケ、梨等の地域資源を活用したお土産品等の開発や、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業等を支援するため、「地域資源活用商品開発等支援事業」や「チャレンジ応援事業」、「生産性向上等支援事業」などを実施してまいります。

観光振興については、コロナ禍で変化した観光トレンドに対応した登山やキャンプ等を主体としたアウトドア・ツーリズムを推進していくほか、観光協会や商工会、ガイドの会などと連携しながら、各種イベントを実施してまいります。

また、ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、設備等の充実や維持管理に努めてまいります。

ハタハタ館については、耐用年数を経過した温泉設備の大規模改修と、ビジネス利用の増加や観光需要の回復等を踏まえ、安価で泊まれる簡易宿泊室を新設するほか、インバウンド需要への対応として、既存宿泊室へシャワーユニットを設置するなど、施設の長寿命化と集客力の向上を図ってまいります。

なお、御所の台エリア再構築構想については、同エリアを北東北を代表する魅力ある観光地とするため、既存観光施設の連携や民間事業者の進出等を盛り込んだ再構築構想を策定しており、多様化する観光ニーズ等に対応できるよう取り組みを推進してまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、町道の安全対策として「町道目名湯大沢線」の防護柵設置や田中地区で改良工事を行うほか、蝦夷倉地区で道路新設工事などを進めてまいります。

除雪事業については、7 t級除雪トラック1台を新規に購入し、除雪体制の充実を図るとともに、委託業者と連携を強化し、気象状況に応じた適切な除排雪に取り組んでまいります。

また、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

消防施設事業については、消防自動車の更新及び古い消火栓の更新を行い、消防力強化を図ります。

空家対策関連事業については、「八峰町空家等対策計画」に基づき適正な空家管理を進めていくほか、危険な空家等の放置を避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」に取り組んでまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

子ども園については、職員の確保・育成を図り、幼児保育の充実に努め、保育料については、3歳以上の園児については全額免除を、3歳未満の園児については半額免除を継続してまいります。

また、給食については、新たに3歳以上児へ主食を提供し、完全給食を実施いたします。

学校関係については、発達障がい等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を必要に応じた配置に努めてまいります。

町の単独事業で実施している奨学金貸与事業については、奨学金を償還している人が町内に住んで就労する場合、返還金を全額免除する助成制度を継続してまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

町民一人一人の生涯を通じた学習を支援するため、「家庭教育の充実」、「社会教育の充実」、「生涯学習の促進」、「芸術・文化活動の振興と伝統文化・芸能の保存と継承」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」といった5つの基本方針に基づき、地域未来塾、図書室運営、ことぶき大学、町文化祭や各種スポーツ大会等の事業を実施してまいります。

次に、給食センター関係について申し上げます。

調理機材の経年劣化に伴い、真空冷却機及び炊飯器を更新し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、災害復旧関係について申し上げます。

昨年7月の豪雨災害により被災した箇所の復旧へ向けた工事発注を順次行い、町道・河川をはじめ、これまでどおり農業・林業が行えるよう、早期復旧に向けて事業を加速してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

「八峰町国民健康保険事業勘定特別会計」については、被保険者数の減少から年々国税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加していることから、被保険者の健康の保持・増進のため、引き続き、病気の重症化予防や健診の受診率向上に努めてまいります。

「八峰町介護保険事業勘定特別会計」については、令和6年度から令和9年度までとした「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施するほか、介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け、取り組んでまいります。

「八峰町後期高齢者医療特別会計」については、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

「八峰町沢目財産区特別会計」については、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行うこととしております。

また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」により植栽を実施した水沢山2番については、下刈りを継続して行うほか、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区の三者契約している、水沢山10番1の立木については売払いを行うこととしており

ます。

「八峰町営診療所特別会計」については、引き続き常勤の医師が診療に当たるとともに、医科歯科の医療体制の充実により、町民の皆様の健康維持・確保につなげてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

「八峰町簡易水道事業会計」については、八森地区で上の川橋の添架管新設と夕風団地周辺の配水管の布設替えを、また、浄水場への流入水量が不安定な沢目浄水場第2水源で導水管の布設替えを行い、水道水の安定供給を図るとともに、今後も、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、水道管理と施設の維持管理に努めてまいります。

「八峰町下水道事業会計」については、耐用年数を迎えるマンホールポンプ設備の故障が増加していることから、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進めることとしており、公共下水道施設において不具合が生じている高砂橋マンホールポンプ設備や損傷の激しいマンホール蓋の更新を行います。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、岩館漁業集落排水処理施設の機器更新を実施いたします。

「八峰町合併処理浄化槽事業」については、令和6年度から、これまでの特別会計から公営企業会計へ移行し、下水道事業会計と統合することとしており、今定例会に係る条例を提案しております。

なお、町が管理する市町村設置型の合併処理浄化槽は、個々の施設で法定検査を実施するほか、浄化槽を保守点検する中で清掃や汚泥処理などを行い、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を踏まえ、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員の皆様や町民の皆様からの特段のご協力をお願い申し上げ、令和6年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。10時55分から再開をいたします。

午前 10 時 49 分 休 憩

午前 10 時 54 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 7 号、八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第 7 号についてご説明いたします。

議案第 7 号、八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、住民サービスの向上と効率的な行政運営を行うため、課の変更等の条例改正をするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

1 段落目と 2 段落目は、「防災町民課」を新設し、総務課から消防、防災、交通安全、環境衛生、戸籍、住民基本台帳、証明書の発行等の業務を防災町民課へ移管するものでございます。

3 段落目と 4 段落目は、「財政課」を新設し、企画財政課から町財政に対する業務を財政課へ移管するとともに、「企画財政課」を「企画政策課」へ名称変更するものでございます。

6 段落目と 7 段落目は、産業振興課から漁業に関する業務を農林振興課へ移管するとともに、「産業振興課」を「商工観光課」に、「農林振興課」を「農林水産課」にそれぞれ名称変更するものでございます。

次の八峰町議会委員会条例につきましては、ただいまご説明申し上げました課の新設及び名称変更に伴う改正でございます。

なお、各常任委員会の所掌につきましては、変更はございません。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 企画財政課から企画政策課に変更するということですが、政策を実行するには企画をして政策を進めていく。政策を行うためには企画をしなければいけない。これは何か一つのような感じがするんですね。それで、財政をこの名前から、名称から抜かしたと。私は今までのようにですね、企画財政でよかったのではないかな。一番これから大切な大事な財政をですね、この課の名称からなくするということがどうも納得がいかないといいますかね。わざわざ企画財政から企画政策に変更する必要もなかったのではないかなというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回、財政課を単独でやるといったところでございますけれども、それは非常に町の財政が厳しい状況にあるといったところをご理解いただきたいと思います。その上で今回、企画政策と財政を分けたんですけれども、今のままですと、やはり企画の方も事業を持ってまして、その査定を同じ課長がやるというのはいささかやはり厳しいものがあるだろうと。やはり自分の課ですので、そこはちょっと甘えてしまうのではないかと、そういったところを私も見て取れました。そういった意味で、どうしても財政を単独にしたいと、そういう思いから今回2つの課を分けたといったところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まず一つ、これからかなり財源等の問題でいろいろ絞っていかねければならない町政運営だと思うわけですがね、そのためにはやはり何というか、職員が一番この町の経済というか運営的なものを分かっている、そういう課長同士がですね、おのおのの担当している課題を持ち寄って、どうしていくべきかというふうなことを協議して進め、まあそれを判断するのは最終的に町長なるわけですが、そういうふうな横断的な役場運営であるべきだと私は思ってるわけですが、まあ前町長はそういうことを要らんとやったことはありますけども、私はやっぱり課長クラスがそういうふうになってもらわないと駄目だというふうに思ってるわけですが、そういった中で、この今までの課を再編してこれをやるということの一つ目的とですね、それから、

この課が増えることによつての課長クラスが増えるということの2点、ひとつどういふ見解なのかということをお教えください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私、就任して約1年ちょっととなりますけれども、その時から非常に、この組織は縦割がこう厳しいというか、縦割、あまり横のつながりがないなというふうに感じておりました。そういったところですね、課長さんだけでなく、担当者もですね、もう少し横のつながりを大事にしようというような意識がだんだん芽生えてきているところでございます。今回、課名で改めるところでございましてけれども、そういった影響も今後期待しているところでございます。

また、課長職が一つ増えるといったところでございましてけれども、先ほど申し上げましたように、どうしても財政課を独立させたいという思いがありますので、そういったところはご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私もちょうとこう心配するのは、令和5年の職員は一覧表見れば99人。それに会計年度職員が加わって百何人くらいでしょうか。この庁舎を造る時は、こんなに人数が多いことを想定してなかったんじゃないかなと思うんですけれども、私が心配するのは、今、こう庁舎を見てると、課によつてはすごくこう過密な配置になって、本当に狭い中で書類を広げるのにすごい苦勞してるなという課が目についたりして、精神衛生的に職員が大丈夫かなっていう、過密になり過ぎて、そういうところを心配してます。その点、配置とか、まあ課長が増えることによつて机が増えたり、過密にならないか、そういう点についてちょっと考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

配置が過密にならないかというようなご指摘かと思いますが、合併当初、職員120名を超えておりました。ここから定員適正化計画に基づいて採用抑制しながら、ここまで減らしてきたわけでございます。その意味で言いますと、職員をですね添削、配置したりすることによつて、もちろんですね従前のスペースのまま机だけ増やすということをするれば過密になるかもしれませんが、そこはですね隣の課とのスペースの調整ですとか、そういったものを図ることによつて十分配置可能というふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等のため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

このたびの法律改正により、原則として全ての歳入等の収納事務を私人に委託することができる指定公金事務取扱者制度が創設されました。法律に条文が追加されたことにより、条例中の参照条文に条ずれが生じました。「第243条の2の2」が「第243条の2の8」となります。これを整理するため、関係する八峰町監査委員条例及び八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例を改正するものでございます。

なお、第1条、3行目につきましては、例月出納検査の日を「毎月10日」から「毎月20日」に改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、秋田県職員との人事交流及び秋田県教育委員会教職員の派遣受入れに伴い、関係規定を整備するため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

第3条は、秋田県教育委員会での派遣受入れにより、県条例を準用して教育職給料表別表3の追加及び級別標準職務表別表第4の教育職分を追加するものでございます。

第5条の2は、管理職手当の支給額について、人事交流等により新たに町条例の適用を受けることになった派遣職員について、従前の手当額を現給保障するため、別途規則で定める額とするものでございます。

第15条は、秋田県教育委員会での派遣受入れにより、秋田県一般職の職員の給与に関する条例を準用して教育職給料表を適用する職員を対象とした職務加算割合を規定するものでございます。

別表第1の備考及び別表第2の備考は、教育職給料表を追加することに伴い、給料表の適用範囲を明確化を図るための文言の追加でございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） こんだけの整備をするということは、具体的に今年度、県職員の受入れという考えはあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えします。

県職員との人事交流ですけれども、町職員と県の職員を交流させると、そんな考えがございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、4月から正式に交流があるのかどうかっていうこと。計画があるかどうかということを尋ねています。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ええ、4月以降、そういった交流をしたいというふうに考えてます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて国からは対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。以上の改正により、条例へ勤勉手当支給の規定の追加について、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第2条は、給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて国からは令和6年度から対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。また、国の非常勤職員の給与改定の取扱いの見直しを受けて、国から会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定することを基本とするよう要請が出されております。以上の改正により、条例への勤勉手当支給の規定の追加及び常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定する規定の追加について、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

第2条は、給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

第13条の2は、フルタイム会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするものでございます。

第23条は、地域手当等支給していない手当に関する規定を整理するものでございます。

第23条の2は、パートタイム会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするものでございます。

第31条は、一般常勤職員の給料表、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当の改正を遡及して実施した場合、原則として会計年度任用職員も同様に合わせて遡及して改定を実施するよう改めるものでございます。

本則、附則の改正、附則中、第3項、第4項を削るについてであります。附則第3項及び第4項は、一般職の職員の給料表、手当率の改正を実施した場合、会計年度任用職員は施行の日の属する年度の翌年度の4月1日から適用する規定でありました。これを削除し、一般職の職員と同時期に適用するよう改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり

可決されました。

日程第9、議案第12号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて国からは令和6年度から対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。現在、当該条例においては、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外しておりますが、これを改め、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める必要があるため、当該条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第7条第2項は、原則として、給与条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に、育児休業している職員のうち基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る基準勤勉手当を支給するため、除外規定を削除するのでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 会計年度職員が育児休業を取る場合、6か月間、フルタイム会計年度職員についてということですが、会計年度ですので1年、1年で更新されるわけですが、1年、途中、1年の途中で出産するということは、なかなか例が

ないというか、難しいってというか、採用される時に妊娠6か月くらいで、それから4か月して出産して育児休業を取るっていうそういうシステムが、本当にいいんですけれども、実際それを町で保障できるか。実際、産後、育児休業を取るようなシステムが本当に取られるのか。これ、私、是非やってほしいんですけれども、大変難しい、会計年度職員ってのは1年、1年ですので、できればね、会計年度職員っていうのも2年か3年が本当は理想で、それだったら育児休業も取れると思うんですけれども、まあ更新する場合、そういう方も採用されますよね。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、この条例の対象になるのは、フルタイムだけではなくパートタイムの会計年度任用職員も対象になります。

質問の、この会計年度で勤めている職員が育児休業をとることについての現実的な取扱いという趣旨のご質問かと思いますが、あくまでも会計年度で任用されている中で、まあ想定される場合は、任用が開始されてすぐ妊娠期に入られて、年度中に例えば出産に入ると。出産をした後、すぐ育児休業に入るというようなことも想定されると思いますが、年度を越えて採用されることが決まっておきませんので、この段階で。実際に例えば会計年度任用職員の任用の必要がなくなった場合は、年度限りで任期満了で退職ということで、育児休業の途中で退職になることも考えられるかと思いますが、逆に任期を継続して更新して勤められる方の場合は、引き続き新たな任期についても育児休業の取得期間に入るというような形になりますので、運用は適切にされますし、適用になるものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） それでは、議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。債券運用等による積立額増加の見込みに伴い、積立額及び処分の規定について追加変更するためのものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、議案第13号についてご説明いたします。

今回の改正に至る背景については、現在、基金の積立残高が1億9,000万円以上となっているため、本条例に準じていないことから一部を改正するものであります。また、令和5年12月に策定された八峰町公金管理運用方針及び八峰町債券運用基準に従い基金を管理していくことで、今後基金の運用益増加が見込まれることから、自主財源が乏しい本町の財政状況において、こうして確保した自主財源については必要な事業へ活用し、持続可能な財政運営を図る必要があることから改正するものであります。

主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、第3条中「以内」を削り、寄付金のふの字を修正し、同条に次の2項を加えるものであります。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て相当額増加するものとする。

2つ目は、第7条中「預金債権との相殺のために地方債の償還その他の借入債務の返済の財源に充てる場合に限り、処分することができる」を「次の各号のいずれかに該当

する場合に限り、これを処分することができる」に改め、同条に次の各号を加えるものであります。

（１）八峰町就学援助費支給要綱における就学援助費の財源に充てるとき。

このことについては、目的が経済的理由によって就学に必要な経費を支給する奨学基金条例の目的が類似しているため、加えたものであります。

（２）預金債権との相殺のために地方債の償還その他借入れ債務の返済の財源に充てるとき。

このことについては、定型句により加えたものであります。

次に、第７条に次の１項を加えるものであります。

２ 基金の額は、前項の規定により処分をしたときは、処分額相当額を減少するものとする。ただし、減少後の基金の額は、第３条第１項に規定する額を下回ってはならない。

施行日は、条例公布の日からとなります。

なお、新旧対照表をタブレットに提出してありますので、改正文と併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認してくださるよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。９番須藤正人君。

○９番（須藤正人君） この３ですね、前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て相当額増加するものとする。当たり前じゃないですか。こういうもの入れないと、これいつ、18年。積立てしたら、その分積立てされるのは当たり前で、こういうもの載せないと駄目なんでしょうね。これ載せる載せないで、どんな変化がありますかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの９番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

確かに、ここの第３条の第３項の規定でございすけれども、前項の第２項を受けると確かに当たり前のこととなりますが、条例の作り込みとしまして、当たり前のことはありますけれども、こういった文言を記載した方がよいというふうに判断したもので

ございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 第7条のところの、説明資料の方なんですけども（1）、就学援助の援助費なんですけれども、古い話で私もちょっとその後変わってるのかあれなんですけれども、就学援助は小泉内閣の三位一体の改革の中で全て交付金の中に含まれて、ちょっと何がどう入ったか分からないような状態の中でも交付金に含まれるっていうふうなちょっと認識がかなり前にあったんですけれども、それがどうなのかということと、それから、この奨学基金は、そんなに豊富でないと言いながら、基金が豊富でないと言いながら就学援助に充てるっていうことであれば、これはかなりの金額になると思うんです。就学援助を受けてる人が全国で非常に多いし、この八峰町でも多いと思うんですけれども。これに充ててもしお金がなくなったら、就学援助対象ならないということになるんでないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、就学援助資金ですけれども、こちらの方、まず国の方のものじゃないかというお話がありますけれども、こちらの方の規定につきましては、要保護、要するに生活保護の対象者については、国庫補助の財源として2分の1補助するというものがあります。準要保護については、2005年度のいわゆる三位一体の改革の際に一般財源化された普通交付税の方に措置されるということで、現状につきましては、各市町村が単独で実施しているというのが現状であります。ですので、こういったものを町の方としましては継続的に行っていくためには、ここの基金で生まれた資金を有効に活用していくとした方が子育て支援としてよいというふうに判断しまして、今回このような条例といたしました。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この寄付のふの字を変えるということですか。これ、意味は違うんですか。

あとそれと、債券の運用益云々の話がありましたけども、今まで運用益というのは出てたんでしょうか。で、出た場合、それをどのように活用されますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉

企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

寄附のふの字につきましては、この奨学基金条例のふの字が普通の「付」になってまして、ふるさと納税だとかほかの一般寄附金の方が全て、今こちらの改正した方の「附」になっておりますので、そちらの方と合わせた形で改正しております。

また、基金の運用益がどうしていましたかということであつたんですけれども、これまでであれば、普通、基金である程度余裕がある限りであると銀行さんの方に定期預金として積立てしておりました。それから得た運用益というのは、そのまま基金に積立れているという現状でございました。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

先ほど課長も言われたとおり、やはり三位一体の改革の時に準要保護世帯というのは交付金の中に含まれてきていると思っております。それでですね、この奨学金というのも町のあれで、まあ町内に就職した場合は免除するとか、これから免除規定がこうかなり強く求められるものになってきていると思います。それをですね、もう基金がなくなったから就学援助できない、こういうことでは困ります。子育て支援の立場から、これは一般会計から出るのが当然だと思いますので反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。合併処理浄化槽事業に地方公営企業法を一部適用するため及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

今回の改正は、先ほど提案理由でも説明しましたが、今まで特別会計で経理していた合併処理浄化槽事業を特環や農集、漁集と同様、地方公営企業法の財務規定を適用させ、令和6年度から企業会計で経理するための改正と、先ほど議案第8号で説明のありました地方自治法の一部改正に伴い、条例の規定に条ずれが発生したため、関係箇所を改正するものとなっております。

改正の内容については、タブレットの方に掲載している新旧対照表で説明いたしますので、そちらの方をご覧ください。

第1条、下水道事業の設置で、3行目左側、現行では「農業集落排水事業及び漁業集落排水事業」とあるのを、右側、改正後は合併処理浄化槽事業を追加するため、「農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業」と改正するものです。

また、第3条、経営の基本の第3項についても、第1条と同様の改正となっております。

次に、第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除については、地方自治法の一部改正に伴い、「243条の2の2第8項」を「243条の2の8第8項」に改正するものです。

別表2は、別記1のとおり追加される合併処理浄化槽事業の経営の規模を、3ページ表の最後に追加する改正となっております。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い

いいいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） ちょっと教えてください。合併処理浄化槽、個人設置している人もあるんじゃないでしょうか。そういう人もこういう企業会計に組み込まれるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 合併処理浄化槽については、市町村設置型の22個について、ただいま維持管理してますので、こちらの方について対象となるもので、個人設置型については対象としておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させることに伴い、特別会計を廃止するものです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、議案第14号で合併処理浄化槽事業の会計処理を企業会計に移行させたことに伴い、第1条第3号の合併処理浄化槽事業特別会計の規定を削るものです。

なお、タブレットに新旧対照表を掲載しておりますので、参考願います。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、八峰町営診療所塙川分院の廃止に伴い、関係条例を一括改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

はじめに、八峰町営診療所設置条例の一部改正については、塙川分院の廃止に伴い、第3条、名称及び位置の条文表中、塙川分院の名称と位置を削り、第9条、事務分掌の第12号中に字句を加える改正でございます。

次の八峰町健康センター等施設条例の一部改正は、同じく塙川分院の廃止に伴い、第3条、施設及び第4条、管理運営の条文を削除するものでございます。

なお、どちらの改正条例も、施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

新旧対照表の最終の後ろのページにですね、施設の位置図と現況の写真も追加しておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第17号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。物価及びエネルギー価格の高騰に対応するため、ハタハタ館の利用料金を改定するものです。

次のページをご覧ください。改正文となります。

別表第 1 の改正につきましては、入浴料について、一般を 1 人「500 円」から「700 円」に増額し、一般よりも低額となる区分を「小中学生」から「小学生」とするもので、この改正により中学生は一般の同様の取扱いとなります。

別表第 2 の改正につきましては、休憩室の使用料を改正するもので、一般の金額を 500 円とするほか、こちらも同様に中学生を一般と同様の取扱いとする改正となっております。

現在、ハタハタ館は指定管理者が運営しており、指定管理者の場合、条例の金額は全て上限であり、その範囲内で料金を設定するものとなっております。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

タブレットの方に新旧対照表などの資料を提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。何とぞご審議いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 質疑を行う前に、私、ただいま日程を第12と申し上げたようでございますが、日程第14の誤りでございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 町民に聞いてみますと、もしかして500円から700円になるよって言えば、えーってびっくりです。それで、まあ近隣の施設と調整してと言われますけれども、近隣が上げれば上げるというこの何ていうか、自分たちの主体性がないとか、何で上げなくちゃいけないのか、その説明もなく、その近隣が上がったからうちの方も上げるというそういう中身は、まあいろいろ赤字で大変だというのは分かりますけれども、これを町民に転嫁するという、これは町民の交流の場であったり、それから福祉の場であるということに反すると思います。

それで、まあ3階の方にタイムカプセルよりも少し立派なものができますけれども、ということですが、その3階というのは、どういうあれであったのかなど。何に使われ

ていたのかな。まあ宴会場がなくなるのではないかなという、こういう危惧があります。まあ私が間違ったら指摘してください。

で、同じところに体験センターもあるんですけども、前々から言われてましたけれども、体験センターのところにもシャワーが、個室にシャワーが必要でないかっていうことで、体験センターも非常に安いのですので、まあ空いてる時は使えるということであれば、非常にこれがダブるというか、金額が安くて泊まれるということだけが目的のようには思えてなりません。いま一度説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、今の提案されている内容は、料金の改定等のあれでありますし、ただいま話されておったタイムカプセルというようにお話されておりますが、カプセルホテルの誤りだと思いますので。

それでは、ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめの値上げは必要かというところの質問かと思われまます。物価・エネルギー価格の高騰により、その経費を利用料や商品価格に転嫁することが一般的だと考えております。第三セクターといえども入浴料の値上げの方は今後必要になると考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

2点目の3階の部分につきましては、現在、会議室や宿泊者の朝ご飯とかで利用されていると理解しております。

体験センターの利用につきましては、私の口から、ここで回答できるかちょっと分からないですけども、回答できる範囲で言えば、この後、再構築、御所の台エリアの再構築構想等がございますので、その中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 700円というのは、近隣と合わせて、それが700円なるのか600円なるのか。近隣が600円だったら600円にするのか。その辺のところと、それから、これを決めてしまえば、いつでもあとハタハタ館の方では通ったからということですから上げる可能性はありますよね。近隣の調整ということが、どういうふうと考えての近隣の調整なのか。それと、もっと町民に利用しやすいような、やっぱり福祉の立場から何らかの形で町民が利用できるようなもの、私も全協で話しましたがけれども、高齢者の回数券とか、それから65歳以上の会員、町民に会員になってもらって特別な待遇をする

とか、そういうこともなしにこれが上がったということについては、大変、私は心配しております。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。心配してることは分かるんですが、答弁必要なんですか。

○8番（見上政子さん） はい、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまのご質問にお答えします。

まず値上げするタイミングのところですけども、ハタハタ館の方で近隣の類似温泉施設と協議した上で、さらに、料金を上げるとなれば町の方の承認も必要となりますので、勝手にハタハタ館が値上げするわけではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

先ほど課長は、値上げする時はまた議会に諮られるということであれば、その時に条例改正すればいいのであって、そんな、どうなるのか近隣を見ながら、今から条例、最高限度額に上げるっていうことでは、ちょっと町民は納得いたしません。それから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 全協で説明したようにですね、実質値上げするとすると議会にも相談をしたいということをはっきり明言しておりましたし、それから、年間パスポート、回数券、これは上げないということもはっきり話をしておりました。そういうことからですね、条例でこういうふうに設定しておいた、おけば、まあ近隣のそういう施設が上げた場合には、八峰町もその時対応しやすいということでこういう設定をしておいて、いつ上げるか、何ぼにするかというのは、600円、550円、いろいろあると思うんです。これはもう当たり前のことで、私は賛成をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） すみません。先ほど午前中に可決いただきました議案第10号でございますが、議案のタイトルに誤りがございました。議案の方の表示が「八峰町技能労務職員の給与の種類及び費用弁償に関する条例」となっておりますが、正しくは「八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例」でございました。

なお、同じく掲載しております改め文に関しては正しい表示となっておりますので、議案の文言の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

○議長（皆川鉄也君） 引き続き、日程第15、議案第18号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。町営住宅の一部を用途廃止するとともに地域活性化住宅へ移行するため、関係条例を一括改正するものです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例。

今回の条例は、提案理由でも述べましたように、町営住宅の一部を用途廃止するとともに地域活性化住宅へ移行するためのもので、改正の内容については、タブレットの新旧対照表で説明したいと思います。

資料 1 枚目は、八峰町営住宅設置条例の新旧対照表です。今回は、かもめ団地で10戸、木造住宅の耐用年数である30年を経過しますので、町営住宅設置条例から削り、地域活性化住宅設置条例へ移行するものです。そのため、町営住宅の総戸数は70戸から60戸となります。

次のページに移ります。

資料 2 ページ目は、八峰町地域活性化住宅設置条例の新旧対照表です。こちらは、かもめ団地の10戸が町営住宅から地域活性化住宅に移行されますので、かもめ団地の戸数が10戸増えて16戸となります。

今回の改正で地域活性化住宅の総戸数は23戸から33戸となり、今後町営住宅は、令和 7 年度以降、毎年度地域活性化住宅へ移行され、令和16年末には93戸全てが地域活性化住宅になる予定です。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 30年経過してるということで、地域活性化住宅の方に移行するということですが、令和10年、令和13年、令和16年には町営住宅がゼロになるということで、そういう見通しを立てておられるのかなと。町営住宅というのは、低所得者の人たちが困窮して入れるように、また、条例の中でも減額免除とかいろんな免除制度がありますけれども、これがもう町営住宅が将来にはなくなって条例もなくなるというこういう想定なんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

令和16年末には、おっしゃったとおり町営住宅がなくなり、全て地域活性化住宅に

なるということですが、今後、町では町営住宅を増やす予定は今のところないわけでありますので、いずれ町営住宅がなくなるということで、地域活性化住宅の方は町営住宅より入居、収入の条件が緩和されてますので、そちらの方を充てていただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今の将来的には町営住宅がなくなるという状況の中で、将来的に売り渡しというか、販売するような考え方はないのでしょうか。そうすることによって町の負担も減るわけですし、その財源をもってですね新たな町営住宅なり、そういう施設が新たに造れる可能性が出てくるわけなので、そういうふうな考え方はないのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 山本議員のご質問にお答えします。

住宅の譲渡ということですが、現時点で譲渡についての計画というものはない状態です。ただ、公営住宅の縛りがないというふうなものもありますので、まあ譲渡も一つの選択肢として考えられるのではないかなというふうには捉えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） これによって二十何戸ですか、今現状でなるわけですが、活性化住宅になるわけですが、以前からある活性化住宅、これが年度を追っていけば全部活性化住宅なるわけですが、やはり老朽化がね、それに伴って非常に進んでいくと思うんですよ。現状でどうなんですか。現状のその住宅の状況というのは、具体的に分かったら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えします。

住宅の現在の状況ということですが、水回り関係、ボイラーとかIHとか結構年間の修理費も嵩んでおりますし、外壁等についても住民の方から問い合わせはあるということです。今年度ですが、観海団地とかもめ団地の方で住宅の改修工事を行いました。令和6年度はちょっと予定はされてないんですが、これから財源等いろいろ考えながら、改修が必要であれば改修していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

結局、住宅が全て地域活性化住宅になってしまうということで、これからもう町営住宅を建てる見込みがない、町営住宅がゼロになるということになればですね、本当に住宅困窮してる人たちが住宅を今すぐ必要な場合、活性化住宅にも入れる見込みのない低所得者に対する救いの手がなくなってしまう。これから何棟でもそのために建てる見通しがあるのであれば賛成ですけれども、ないということですので反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論を行います。

町営住宅であればですね、一家の大家族の、例えば大家族で何人か働いている。その年収によって家賃が決められてくるということで、働いてる人がその家族で多くなれば多くなるほど家賃がこう高騰してくるということで、非常にそこに住みづらい、そういう家族がいっぱいおりました。で、他の町に移った人もおります。ですが、この地域活性化住宅になりますと、家賃が安く設定されております。ですから、弱者の人には非常に有利な住宅になりますので、今、見上さん反対討論申し上げましたけれども、これとは全く私は別だと思えます。弱者の人方が非常に有利になる地域活性化住宅、これからどんどん進めていっていただきたい。賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、第9期介護保険事業計画により保険料率設定期間を改める必要があるほか、普通徴収の納期を現行の年6回から年8回に改めるものでございます。また、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を併せて行うものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

改正する条文は、第2条、保険料率から第4条、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得喪失等があった場合の規定を改めるものです。

改正内容については、説明資料にてご説明いたしますので、別添説明資料をお願いいたします。

はじめに、第9期介護保険事業計画では、第1号被保険者の保険料について介護保険法施行例の改正に伴い、13段階の所得水準に応じて保険料設定を行うことといたします。令和6年度から8年度までの保険料基準額となる第5段階保険料、表中中段、黄色の網掛けの8万1,600円につきましては、前回事業計画と同額で据え置くことといたしました。このたびの条例改正、第2条、保険料率については、同じく施行令の改正に伴い、所得階層第1段階から第3段階のそれぞれの基準額に対する割合が改正され、それぞれの年額保険料を3万7,120円、5万5,890円、5万6,300円に改めます。併せて、同じく施行令の改正により、新たに所得階層第10段階から13段階を加えるもので、年額保険料をそれぞれ15万5,040円、17万1,360円、18万7,680円、19万5,840円といたします。

なお、同じく施行令の改正によるただし書きにて、表の下の方になりますけども、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料低減強化により、それぞれの保険料を令和6年度から8年度まで軽減措置を行います。

次に、第3条、普通徴収に係る納期については、資料の下段となります。保険料の所得段階が4つ追加されたことに対し、被保険者の負担の平準化を図る観点から、現行

の後期高齢者医療保険などの納期と同様に２期追加し、普通徴収納期を８期に改めるものでございます。

なお、第４条は、同じく施行令の改正により関連事項の字句を改めるものでございます。

この条例の施行期日は、令和６年４月１日からとし、改正後の第４条の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の保険料については、従前のものといたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 普通徴収が６回から８回ということですが、普通徴収は１万５,０００円未満の口座から引き落としできない人たちのことで理解してよろしいのでしょうか。普通徴収はどういう人たちが対象なのかということと、それから、１段階から３段階までの人たちが分かってたらどのくらいいるのか。それから、１０段階、高くなる人たちがどのくらいいるのか。分かってたら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

普通徴収につきましては、ただいまご質問あったとおり、年金から引き切れない特別徴収以外の方を指します。ただし、６５歳になった人、若しくは状況によって届け出がなかった人については、普通徴収になります。仮にイメージとしまして、この３月１日から６５歳になった人は、要するに３月分から介護保険料が通常の４０歳から６４歳までの保険料で納付することに外れますので、普通徴収で納める形になります。

２つ目のご質問ですが、各階層段階につきましては、令和６年度の賦課期日後に確定するものですので、現段階では特に１０段階以上、４つの段階が追加されたことによってこちらの例規で定めている所得区分も改正されておりますので、数字についてはお答えしかねます。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号、八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

上位の法令であります空家特措法の改正で、第3条に国の責務が追加されたことに伴い、その後の条が繰り下げられたためでございます。

町の条例の内容が変更になるものではございません。

第7条第1項及び第2項中「法令第7条第1項」を「法令第8条第1項」に、10条も併せて改めております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより所要の改正を行うものであります。

次ページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、議案第21号についてご説明いたします。

概要については、先ほど、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

今回の改正は、法改正に伴う引用条項の条ずれの修正や表現の修正などによるもので

あります。

施行日につきましても、公布の日とします。

なお、新旧対照表をタブレットに掲示してありますので、改正文と併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認してくださるよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっとこう説明いくら読んでもちょっと理解に苦しみますので教えてもらいたいですけれども、特定利用教育施設、こういうのは今、八峰町には存在してますか。例えばどういうものがこれに当てはまるのか。あと、利用定員をはっきり、給付認定子どもの総数から利用定員ってはっきりしてますけど、面積は書いてません。就学前の子どもたちが何か特別な教育を受ける施設ということなのかどうなのか。ちょっとその辺、もう少し詳しく教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

まず、特定教育・保育施設とはということなんですけれども、これについては、施設型給付、まあ施設の運営等に係る費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた施設。実際、八峰町にはこういった施設がございません。例えば能代市であれば、能代市にある愛慈とか淳城とか、そういった形の民間でやってる施設なんですけども、そういった形が施設型給付の補助の対象になっておりますので、そういった施設を想定されます。ただ、八峰町には現在、公立の2園についてだけなので、民間等が入ってる施設はないので、これには該当しておりません。

で、続いてのもう一つあったな。続いて特定地域型保育事業ですかね。これも……

（「面積だ、面積」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（山内 章君） あ、面積。

（「基準面積ってあるか」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（山内 章君） ちょっと……

○8番（見上政子さん） 定員を定めるということになってますけども。定員と面積は。

○学校教育課長（山内 章君） これも、何だ……例えば特定地域型保育事業ということで特定地域型保育事業、こういったものであれば、例えば小規模保育事業であれば定員が6人から19人。あと家庭的保育事業であれば定員が1から5人。で、事業内保育事業であれば、特段定員はうたってなくて、地域の保育を必要とする子どもという形になってます。あともう一つ居宅訪問介護事業ということで、保育が必要とする子どもの居宅に直接行って行う事業でございますので、本町にはこういった施設はございません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号、町道路線の認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

1、町道路線の認定です。

認定する路線名は、蝦夷倉西線です。起点は、八峰町峰浜目名潟字下谷地99番地6。終点は、八峰町峰浜目名潟字蝦夷倉19番地1。延長は345.4m。最大幅員は8m。最小幅員は4.4mです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。蝦夷倉地区において新たに1路線を町道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本路線は、国道101号と蝦夷倉地区を結ぶ路線で、以前より地元自治会から一部の区間で改良工事の要望が出されておりました。このたび、関係用地の調整が整ったことから改良工事を行うため、今回町道認定するものです。

認定予定の町道については、タブレットに資料を載せておりますので、参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案23号についてご説明いたします。

議案第23号、工事請負契約の締結について。

令和6年2月26日に指名競争入札に付した「農地・農業用施設災害復旧工事石川（寺立～熊沢出口）」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事 石川（寺立～熊沢出口）
2. 契約金額です。5,054万5,000円。

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141－1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支出項目です。令和5年度一般会計

11款 災害復旧費

2項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農地農業用施設災害復旧費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

内容としましては、7月の大雨で被災した石川地区の農地からの土砂上げ等の工事としております。災害査定箇所5か所を1工区にまとめ発注しております。

工事の箇所及び概要につきましては、タブレットに掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、契約工期につきましては、3月29日までとしておりますが、現場の進捗状況を確認し、変更工期を決定することとしております。

説明は以上となります。ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年9月11日に指名競争入札に付した旧八森小学校解体工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的 旧八森小学校解体工事

契約金額 変更前 6,974万円

変更後 8,135万8,200円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森宇和田表121

三商物産株式会社

代表取締役 鈴木恵子

支出項目 令和5年度一般会計

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 財産管理費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

このたびの変更契約は、浄化槽、汚物槽、地下油タンクの撤去に当たり、設計に含まれていなかった汲み取り、消毒、洗浄の経費の追加、工事中に発覚した新たなアスベスト除去工の追加、産業廃棄物の数量精査及び整地工事の数量精査により1,161万8,200円の増となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年8月29日に指名競争入札に付し、令和5年10月4日請負変更契約を行った欄干橋橋梁補修工事について、下記のとおり改めて請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 欄干橋橋梁補修工事
2. 契約金額 変更前 6,774万2,400円
変更後 6,905万9,100円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141－1
株式会社 嶋田建設
代表取締役 太田治彦
4. 支出項目 令和5年度一般会計
8款 土木費
2項 道路橋梁費
3目 橋梁維持費

令和5年度簡易水道事業会計

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

1 目 施設改良費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

今回の変更契約の主な内容ですけれども、橋梁修繕工や橋梁現場塗装工などで、現場精査した結果、数量に変更が生じたため、一般会計分の橋梁補修工で96万5,800円、簡易水道事業会計分の配管布設替え工で35万900円、合わせて131万6,700円を増額するものです。

なお、会計ごとの契約金額の内訳については、タブレットの方に関係資料を載せてありますので、参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月22日に指名競争入札に付した「令和5年度発生災害復旧工事（1工区）」について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（1工区）
2. 契約金額 変更前 1億3,970万円
変更後 2億605万8,600円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地
伊藤栄建設株式会社
代表取締役 伊藤栄典
4. 支出項目 令和5年度八峰町一般会計
11款 災害復旧費
1項 公共土木施設災害復旧費
1目 公共土木施設災害復旧費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するものです。

変更契約の内容については、タブレットの資料の方で説明したいと思います。

今回の変更契約は、昨年7月の大雨で被災した夏井沢川の災害復旧工事4工区と5工区を1工区に増嵩する変更契約となっております。4工区と5工区については、1月15日と29日の2回入札を行いました。いずれも技術者や作業員の確保が困難等のことから不調となりました。災害箇所が農地に隣接しており、復旧が急がれることや、国や県から事業実施期間は発生年度を含め3か年と指導されているため、既に夏井沢川の災害復旧工事を受注している業者に工事について相談したところ、伊藤栄建設株式会社から了解が得られたため、今回施工をお願いすることといたしました。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 復旧工事費の費用が予定価格よりも膨らんでということで資料に出されてますけれども、これは国の方の交付金も加算されるということなんですか。追加のものは町の持ち出しになるんですか。そこら辺を教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

もともと増嵩された工事については、4工区、5工区、単体で発注する予定でしたので、国の査定設計を受け、補助金の対象となっている工区です。ですから、変更契約で増嵩されたとしても、国の補助金は何ら変わらないということになっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

このたびの指定につきましては、生活改善センター等として岩子生活改善センターから外林地区集会施設まで10施設、コミュニティセンターとして中浜地区コミュニティセンターから大久保岱コミュニティセンターまで12施設、合わせて22施設について指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの 5 年間としております。

なお、八森地区コミュニティセンターにつきましては、現在の指定管理者である八森第一自治会より、会員の減少及び高齢化により維持管理費の捻出が困難になっており、来期の指定管理について慎重に検討したいと申し入れがありましたので、本議案には記載しておりません。自治会からは3月中にご報告をいただく予定となっておりますので、指定管理を受託していただけた場合は、本定例会への追加提案、若しくは3月31日付け専決処分に対応したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第28号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地147番地6 峰浜産地形成促進施設利用組合 組合長 福士正信さんです。

2. 指定の期間です。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上となります。何とぞご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ハタハタ館の指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。八峰町八森字御所の台51番地ハタハタの里観光事業株式会社 代表取締役 堀内満也。

2. 指定の期間でございます。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町ハタハタ館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ハタハタ館の指定管理につきましては、御所の台エリア再構築構想の推進、特に民間事業者との連携による今後の展開への影響を考慮し、第三セクターであるハタハタの里観光事業株式会社を指定管理者とするものです。

また、指定管理の期間につきましては、ハタハタの里観光事業株式会社の経営計画の期間が令和6年からの3年間であり、その期間に合わせることで、また、観光産業を取り巻く社会情勢の変化に素早く対応するため、3年間とするものでございます。

何とぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ハタハタ館、今まで何回となくこの問題は出てきてますが、今まで、去年は空調、それから何でしたっけ、まあいろいろやった。で、施設については今年もですね予算的に中の改装等を行って、よりよい施設に変えようと、まあ今まで努力はしてきておるわけですが、いくら建物の中が充実したとしてもですね、やはりこの集客に対する魅力というものの部分において、非常に忸怩たるものがあります。その辺をですね、施設をよくしてもその部分を変えていかないと、ハタハタ館の運営自体が成り立っていかないのではないかと。まして、去年ですか、今までの運営費4,000万円までね増額しておるわけですよ。今まではコロナ等でなかなか収入が上がらなかったという理由はあるにしてもですね、これからはそういうことがないわけですし、もう魅力

でしか集客は図れない。それに対する対応が全然伝わってこないわけですね。ですから、その辺の魅力ある施設となるような対応をですね、今後やっていけるのかどうかというところを見極めて、この観光株式会社をいつまでも管理者としてお願いしていくのかということについて、ちょっと町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、魅力ある施設でなければ集客はできないというふうに私も考えております。そのため、町としてもこのたびモンベルとの連携協定もしましたし、モンベル製品をハタハタ館に置きたいというふうにも考えているところでございます。そしてまた、予算の方で提案しておりますけれども、やはりシングルルームがない、そういったところの需要も能代市山本郡は相当あるというふうに私も捉えておりますので、今回その改修の提案をしたところでございます。加えまして、ハタハタの里観光事業株式会社の方からは、3か年の改善計画も出されましたし、そしてまたスケジュール的には不透明感はありますけれども、御所の台エリアの再構築構想もございます。こういったことを総合的に勘案しながら、今回3年という年でですね、期間でですね、今回指定管理者をお願いしたいというふうに考えておりまして、そこあたりを提案したところでございます。その辺諸々ですね含めましてご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ハタハタ館しか今のところ受けてくれる会社はないんだろうということで分かっておるわけですが、現実的にはですね引き受ける会社もあるわけですよ、世の中にはですね。ですからそういうことも選択肢に入れながらですね、いかにこの魅力を出させることをしていけるのかということ、やはりハタハタ館と町との協議というのはやっぱり必要なんではないかなと。でないと、いつまでたっても緊張感のないままにですね、職員を減らし、料理の質は、まあ質はっていうか、原価率を下げたって、よくなったとはいえるもののですね、逆にですよ、こんだけ人が動いてる時にこそ積極的な何だ、営業活動なり、そういうことも必要なんではないかなと。人を入れて例えばレストラン部門を充実するとかですね、そういうふうな魅力のある発信をしていかなければ、どこでも、よりほかのところよりもさらに魅力が低下するわけですね。そうい

うふうな考え方から出発しないとですね、私は成り立っていかないんじゃないかというふうに思うわけですよ。ですから、その辺の考え方を大胆に変えていくためには、我々町議会の理解を得ながらですね、そういうふうなことを協議していくべきではないかというふうに思いますが、その辺について町長の考えを聞かせてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） やはり幅広く意見を取り入れてですね、そのハタハタ館の経営に生かしていくというのは非常に大事なことだと私も思っております。毎年ですね町議会の教産建の方から意見をいただきまして、それをハタハタ館側が取り入れているというふうに私も認識しておりますし、今日ですね、こういった意見があったというところも町としてハタハタ館側に伝えていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、そのハタハタ館の経営をですね、しっかりとやっていけるように、町としてもしっかりとそういった指導をしていきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはりちょっとがっかりした感じがします。やっぱり町長とこのハタハタ館と、ちょっと兼業で行うっていうことは、今まで見た感じではかなり大変なことではないかと思います。で、今、道の駅エリア、これから今どういうふうになるのか私たちもまだ分かりませんが、そのできるだけまでの暫定期間、とりあえず町長が行うっていう、その後はそのエリアの中でまたほかの商工会の人たちも含めて代表取締役を決めるということであれば、まあ話は分かりますが、これだと何ら今までとは変わらない。町民の人たちはやっぱりレストランとかいろんな面で改善してほしいとかいろいろあるんですけども、そのエリアもまだはっきりしない中でこれ続けるというのは、ちょっと無理があると思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと休憩いいですか。質問がよく分からなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時02分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 令和9年3月31日までの3か年が非常に長いというふうな意見だったというふうに私は捉えました。そういった中でですね、今回3年間に限ってですね経営改善計画が町の方に出されております。加えまして、先ほども言いましたけれども、新たな魅力発信ということでモンベル側との連携協定も進めたところでございますので、こういったところを総合的に考えまして、今回3年という期間で契約したいというふうに考えているところでございますので、そこあたり改めてご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第30号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地地内

特定非営利活動法人八峰町観光協会 会長 太田治彦。

２．指定の期間です。令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

令和６年３月１日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ポンポコ山公園及びポンポコ公園パークセンターの指定管理につきましては、これまでも八峰町観光協会で管理運営を行っておりますが、本年３月31日で期間が終了しますので、引き続き５年間の継続をお願いするものでございます。

何とぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ちらっと聞いたんですが、局長が退任なるという話を聞いておるんですが、運営的には大丈夫なのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

現在、観光協会の事務局長である板谷さんが３月31日で退職するという話をこちらの方でも伺っております。その後任については、この後検討することになるとは思いますが、町の方でもできる限り支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時13分より再開いたします。あ、2時13分です。申し訳ございません。

午後 2時07分 休 憩

午後 2時13分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第28、議案第31号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 議案第31号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億1,000万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,859万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、継続費の変更につきましては……

（「副町長、今のちょっと間違ってるってねえな。

11億って言わねがった。」と呼ぶ者あり）

○副町長（田村 正君） 11億ですよ。んだよね。

○議長（皆川鉄也君） ああ、引き続きの。

○副町長（田村 正君） いいすか。

○議長（皆川鉄也君） いいす、いいす。

○副町長（田村 正君） いいですか、はい。じゃあ、今のところもう一度。11億1,000万6,000円を減額すると。そして総額を91億3,859万7,000円とするものでございます。

それで、第2条の継続費の変更につきましては、「第2表 継続費補正」と。それか

ら、第3条、繰越明許費の追加につきましては、「第3表 繰越明許費補正」。それから、第4条の債務負担行為の追加、変更、廃止につきましては、「第4表の債務負担行為補正」。それから、第5条の地方債の変更及び廃止につきましては、「第5表の地方債補正」のとおりでございます。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、継続費の変更でございます。森林境界明確化・資源解析事業の事業費確定に伴い、事業費総額と年割額を変更するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費補正でございますが、繰越明許費を追加するものでございまして、年度内に支出が終わらない見込みの事業費を追加してございます。

6ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正でございますが、まず追加分につきましては、4月1日に業務開始や支払いが発生するものを追加するものでございます。

7ページをお開きください。

債務負担行為の変更につきましては、2つの事業のどちらも利子補給の額が確定したことに伴う変更でございます。

また、廃止につきましては、あきた白神体験センターのバス更新事業が令和5年度で完了する見込みとなりました。今年度で補正予算措置をするために債務負担行為を廃止するものでございます。

8ページをお開きください。

第5表、地方債補正のうち、変更につきましては、各事業の起債額が確定、あるいは確定見込みとなったことに伴い変更するものでございます。

9ページをご覧ください。

地方債の廃止でございますが、町営住宅整備事業に起債を充当する予定でございましたが、維持修繕的な要素が大きいことから、起債対象としないこととしたために廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたしますが、このたびの補正は、歳入歳出ともに事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が

多数でございますので、この減額分につきましては説明を省略させていただきまして、主な追加内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず歳入ですが、13ページから16ページまでは説明を省略させていただきまして、17ページ・18ページをお開きください。

中段に記載している18款寄附金についてご説明いたします。

2目総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金で5社、5つの会社からの寄附でございます。

3目の教育費寄附金は、若狭敏春氏と金谷信榮氏の2人の方からの寄附金でございます。

4目の基金費寄附金は、観光振興基金への寄附金で、旧雄島花火実行委員会からの寄附金でございます。

19ページ・20ページをお開きください。

19款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、あきた白神体験センターのバス更新事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。23ページから30ページまでは説明を省略させていただきます。

31ページ・32ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金のうち、あきたの園芸省エネ化事業補助金287万5,000円につきましては、しいたけ農家が実施する省エネ対策事業に対する補助金で、財源は全額、国からの補助金となっております。

その下の農業経営等復旧継続支援対策事業補助金54万7,000円につきましては、稲作の種子代の補助で、対象となるのは昨年7月の豪雨災害の被害に遭ったほ場で、かつ令和6年産米の作付ができるほ場が対象となっております。県が3分の1を補助し、町が10分の1を上乗せするものでございます。

飛びまして51ページ・52ページをお開きください。

11款の災害復旧費1項1目の公共土木施設災害復旧費12節委託料につきましては、災害箇所のボーリング調査業務の委託料を410万円追加するものでございます。

53ページ・54ページをお開きください。

11款災害復旧費2項2目の農地・農業用施設災害復旧費につきましては、災害査定

が終了したことにより工事費が確定したため、減額するものでございます。

12款の公債費につきましては、起債の償還元金と利子が確定したため、補正するものでございます。

13款諸支出金2項基金費につきましては、雄島花火実行委員会からの寄附金を観光振興基金に積み立てるものでございます。

以上で10款の教育費以外の説明は終わります。何とぞご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 続きまして教育委員会所管関係分をご説明いたします。

10款教育費につきましても、事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が多数ございますので、先ほど副町長の説明と同様、減額分につきましては説明を省略させていただき、追加分についてご説明いたします。

43・44ページをお開きください。

10款教育費2項小学校費1目峰浜小学校費14節工事請負費につきましては、若狭敏春氏からの寄附金を活用し、音楽室へのエアコン設置工事145万1,000円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、令和6年度から新しい教科書に変わるため、教師用の教科書等を購入するため、教材備品227万1,000円を追加するものでございます。

2目八森小学校費14節工事請負費につきましては、1目峰浜小学校費と同様、若狭敏春氏からの寄附金を活用し、音楽室へのエアコン設置工事134万円を追加するものでございます。

17節備品購入費のうち、教材備品につきましては、1目峰浜小学校費と同様、令和6年度から新しい教科書に変わるため、教師用の教科書等を購入するため、228万3,000円を追加するものでございます。

45ページ・46ページをお開きください。

3項中学校費1目八峰中学校費14節工事請負費につきましては、同じく若狭敏春氏からの寄附金を活用し、音楽室へのエアコン設置工事143万1,000円を追加するものでございます。

47・48ページをお開きください。

5 項社会教育費 2 目公民館費17節備品購入費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金を活用してファガス及び峰栄館の図書の充実を図るため、図書の購入代として81万円を、また、ファガス図書室の書架購入代として48万9,000円を、峰栄館図書館の書架購入代として21万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

49・50ページをお開きください。

6 目秋田県自然体験活動センター管理費につきましては、マイクロバスの老朽化に伴う更新事業にかかる関連経費927万9,000円の追加でございます。マイクロバスにつきましては、令和5年度内の納車が困難であることから、令和5年度当初予算において債務負担行為を設定しておりましたが、このたび3月中の納車が可能になりましたので追加するものでございます。

11節役務費につきましては、自賠責保険料及び任意保険料として1万8,000円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、マイクロバス車両の購入費として924万円を追加するものでございます。

26節公課費につきましては、自動車重量税2万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 11億円の減額があるわけですね。まあ11億円というと、この町では非常に大きい金額。それがこんなに残るということは、予算の置き方が、各事業、各項目に対して予算の置き方が甘いのではないかというふうに思うわけですね。ですから11億円も余ってしまう。これからはですね、やはり予算をしっかりと見積もって、まあ減額出ればいいわけですが、そうではなくてやっぱり当初予算をしっかりと検討するということは非常に大事だと思います。高杉企画課長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

それこそ今回の補正予算につきましては、精算にすると精算見込みに関する減額補正が主でありますので、このような形で減額することとなりました。今議員からご指摘

ありましたとおり、まず3月補正といえど確かに減額の幅というのはかなり大きいものがございました。災害の復旧費の予算的なものに関しても結構大きい減額等がありましたが、それ以外のところにも確かにご指摘のとおり、かなりの大きい金額が減額となっております。特に光熱費関係につきましては、当初、令和4年度から1.5倍ぐらい値上がりするだろうということで、こちらの方からも指示の方出しておりましたが、結果的に不用額といいますか、減額するような形にもなっておりますので、引き続き予算の積算に当たりましては精査しながら行っていきたいというふうに思っています。

なお、令和6年度予算につきましては、光熱水費等、そういったものに関しましても、できるだけ今の現状の金額に合わせたような形で予算の方措置してまいりましたので、今回のような多額な減額にはならない見込みとなっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第32号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,323万5,000円とする。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入歳出の補正の内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

歳入、6 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目 1 節福祉医療基盤強化補助金34万2,000円の減額は、前年度の実績額の確定による減額補正で、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金756万7,000円の追加は、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分、2 節、同じく保険者支援分、3 節未就学児均等割保険税及び6 節財政安定化支援事業繰入金は、前年度の事業実績の確定による補正で、4 節職員給与費等繰入金につきましては、今年度の実績見込みによる減額補正でございます。

続きまして8 ページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費 1 項 1 目17節備品購入費37万4,000円の減額は、国民健康保険関連調書を作成するための専用パソコン購入での入札請負差額の減額で、9 款 1 項 1 目予備費759万9,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第33号、令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ14億273万9,000円とする。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入歳出の主な補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。
6ページをお願いいたします。

7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金69万3,000円は、実績見込みによる追加補正で、9款3項3目第三者納付金2万円は、交通事故による第三者行為救済による追加補正でございます。

続いて歳出、8ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、財源更正で、8款1項1目予備費71万3,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第34号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,342万4,000円とする。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

主な補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款診療収入1項1目医科診療報酬収入に450万円を追加し、同じく2目歯科診療報酬収入を40万円減額するものでございます。医科診療報酬においては、軽い病気やけが、慢性期疾患の診察・診療など、総合病院等からの照会患者が増加したことや、新型コロナや季節性インフルエンザ等、感染症の検査患者の増加によるものと推測しております。歯科診療報酬においては、7月豪雨災害の断水及び歯科医師の親族のご逝去による休診が影響したものと推測しております。

同じく2項その他診療収入1目医科諸検査等収入に1,028万4,000円を、2目歯科諸検査等収入に12万7,000円をそれぞれ追加するものです。医科収入においては、町による新型コロナワクチンの集団接種を取りやめて町営診療所において行ったことによる増収見込額で、歯科収入においては、後期高齢者医療の事業での歯科健診の周知活動の効果による増収見込額でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、2,333万1,000円を減額補正するもので、4款1項1目1節前年度繰越金は、716万8,000円を追加補正するものでございます。いずれも前年度からの新型コロナワクチン等予防接種の増収によるものと推測しております。

次のページ、5款1項1目雑入5,000円は、処置用材料費、いわゆる舗装具のコルセットの販売収入でございます。

続いて歳出、10ページをお願いいたします。

1款1項1目医科一般管理費の需用費71万4,000円、使用料等61万5,000円及び備品購入費35万5,000円は、それぞれ実績見込みによる減額補正で、同じく2目の歯科一般

管理費、需用費の17万7,000円の減額については、燃料費の不足見込みによる5万7,000円の増額と、光熱水費の実績見込みによる23万4,000円の減額補正となります。

2款1項1目医科医療費、役務費につきましては、新規患者の増加や特定健診患者の増加に伴い、血液検査数や特定健診データ代行入力が増加によって21万4,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第35号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、第2項営業外収益から1億710万1,000円を、第3項特別利益から2,294万9,000円をそれぞれ減額し、合わせて1億3,005万円を減額補正するものです。

次に支出です。第1款水道事業費用、第3項特別損失から1,894万9,000円を減額補正するものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款資本的収入、第1項企業債に380万円を追加し、第2項出資金からは1,795万4,000円を減額、第4項補助金に1,395万1,000円を追加し、合わせて20万3,000円を減額補正するものです。

次に支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費に1,783万2,000円を追加補正するものです。

第4条、企業債の補正は、予算第5条に定めた起債の限度額1億3,510万円に380万円を追加し、1億3,890万円とするものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額1億5,640万1,000円から1億1,710万4,000円を減額し、3,929万7,000円とするものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

今回の補正の内容については、タブレットの資料でご説明したいと思います。

このたびの補正予算は、7月の大雨で被災した水道施設の災害復旧事業と一般会計からの繰入基準を見直したことによる補正となっております。

水道施設の災害復旧事業については、2月1日に国から補助内示を受けたことに伴い、補助金額や起債等の額が確定したことや、被災箇所の工事契約も進み、事業費が確定したため、関係予算、収益的収入の第1款第3項第1目その他特別利益、収益的支出の第1款第3項第2目災害による損失、資本的収入の第1款第1項第1目企業債及び資料2ページ目の第4項第1目国庫補助金、資本的支出の第1款第1項第3目災害復旧事業費をそれぞれ資料のとおり補正するものです。

また、一般会計からの繰入基準の見直しについては、普通交付税の対象とならない基準外繰入は一般会計の財政負担となるため行わず、令和5年度からは基準内繰入のみとするため、資料1ページ、収益的収入の第1款第2項第1目補助金、資本的収入の第1款第2項第1目出資金をそれぞれ資料のとおり減額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第36号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道事業収益、第2項営業外収益から9,409万6,000円を、第2款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益から1,723万6,000円を、第3項漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益から4,180万8,000円をそれぞれ減額、合わせて1億5,314万円を減額補正するもので、補正後の額を3億7,413万4,000円とするものです。

次に支出ですが、支出については補正ありません。

第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項出資金から703万2,000円を、

第2款農業集落排水事業、第2項出資金から231万3,000円を、第3款漁業集落排水事業、第2項出資金から38万7,000円をそれぞれ減額、合わせて973万2,000円を減額補正するもので、補正後の額を2億1,726万4,000円とするものです。

次に支出ですが、支出については補正はありません。

第4条、他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額2億9,303万5,000円から1億5,314万円を減額し、1億3,989万5,000円とするものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

補正予算の内容については、タブレットに掲載している資料でご説明いたします。

このたびの補正予算は、簡易水道事業会計同様、一般会計からの繰入基準を見直したことによる補正となっております。下水道事業会計でも普通交付税の対象とならない基準外繰入は、一般会計の財政負担となるため行わず、令和5年度からは基準内繰入のみとするため、収益的及び資本的収入の特環、農集、漁集の各一般会計補助金及び出資金を資料のとおりそれぞれ減額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第34、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） それでは朗読させていただきます。

発議第1号

令和6年3月1日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	同 上	見 上 政 子
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	須 藤 正 人

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和6年度八峰町一般会計、各特別会計予算及び公営企業会計予算を集中的に審査するためであります。

次のページ、予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

名称は、予算特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。

目的として、次の議案について審査することを目的とします。

議案第37号 令和6年度八峰町一般会計予算

議案第38号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第39号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第40号 令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算

議案第41号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第42号 令和6年度八峰町営診療所特別会計予算

議案第43号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算

議案第44号 令和6年度八峰町下水道事業会計予算

設置の期間は、本日令和6年3月1日から令和6年3月15日まで。

委員の定数は、11名。

予算審査に関し特別委員会分科会（常任委員会）所管事項は、次のとおりとします。

総務民生分科会所管事項として、令和6年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。次の令和6年度八峰町特別会計予算に関する事項として、沢目財産区特別会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、令和6年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項。次の令和6年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、簡易水道事業会計予算、下水道事業会計予算。

以上となります。

なお、本日の議案の課設置条例の中で役場の機構変わっておりますが、それはあくまでも4月1日からの機構となりますので、今回の議会中の予算審議は従前の現在の所管課の名前となっております。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。当席から指名をいたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩いたします。ご協議いただきたいと思います。

午後 2時57分 休 憩

午後 2時57分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第36、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第24号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第37、議案第38号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第38、議案第39号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第39、議案第40号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第40、議案第41号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第41、議案第42号、令和6年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第42、議案第43号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第43、議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して特別予算委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第44号は、一括して予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第44、議案第45号、八峰町教育長の任命を議題とします。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 本案件は私に関する議題でありますので、退室をお願いいたし

ます。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長の退室を許可いたします。

（教育長 鈴木洋一君 退室）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。3時5分から再開します。

午後 3時01分 休 憩

.....
午後 3時06分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提出議案について当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第45号、八峰町教育長の任命についてご説明いたします。

八峰町教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、氏名については記載のとおりでございますけども、現教育長の鈴木洋一氏を任命したいと考えております。

本日提出、私でございます。

議員の皆様には、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（教育長 鈴木洋一君 入室）

○議長（皆川鉄也君） ただいま同意されました鈴木教育長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（鈴木洋一君） ただいま教育長に再任していただき、ありがとうございます。

昨年４月からたくさんの方々に支えていただいて、ようやく３月を迎えることができました。これからも初心を忘れず、一生懸命努力してまいります。これからもご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第45、議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所 八峰町峰浜石川字石川455番地、氏名 福土保洋。

本日提出、私であります。

提案理由です。八峰町教育委員会委員の福土保洋氏が令和６年５月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この任期についてちょっと質問したくてですね、教育委員は今現在３人か、委員長含めて４人……

（「聞こえないと呼ぶ者あり」）

○11番（山本優人君） まず、まあ数名の委員がいるわけですけど、ばらばらの任期ということになってるのか、それとも一斉任期になるっていうスタイルにはならないのか。その辺、まあ任期は４年と、委員長は３年ですね、確かね。

○教育長（鈴木洋一君） 教育長は３年。

○11番（山本優人君） 教育長は３年ですね。で、ほかが４年。この任期のこの違い

とですね、その辺をちょっと説明していただきたいと。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

教育長及び教育委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これによって決められておりまして、教育長は3年間、教育委員は4年間となっております。そして教育長につきましては、任期の途中で代わられた場合は前任者の任期までということになってございます。現在、教育委員の方につきましては、山本議員おっしゃったとおり4名いらっしゃいますが、各1年ずつの任期違いで、毎年今の時期に任命が必要な状況になってございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この教育委員の任期というのは、自分で辞めない限り、それは続くということになるのでしょうか。それとも、例えば教育長が解雇するのか、こちらが罷免するということになるのか、まあどちらが正しいか分かりませんが、任期をまとめるということはあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） まず基本的には4年間の任期まで務めていただいている状況でございます。任期途中で退任となりますと、まず自己都合だとか体調だとかそういったものがあるのかなと思われそうですが、現在は皆さん4年の任期を迎えまして、任期前にこういった形で再度任命いただくということで議会の議決をいただいている状況でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、10番門脇直樹君、11番山本優人君、1番笠原吉範君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

会場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第46、議案第47号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第47号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町八森字家の後11番地9、氏名 佐藤孝之氏でございます。

本日提出、私であります。

提案する佐藤孝之氏は、八峰町八森茂浦地区在住の69歳男性で、平成30年5月17日より固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、今回3期目となります。

提案理由、この佐藤孝之氏が令和6年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡

易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第47、議案第48号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第48号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜目名潟字岩子73番地、氏名 芹田 薫氏です。

本日提出、私でございます。

提案する芹田 薫氏は、八峰町峰浜岩子地区在住の66歳男性で、令和3年5月17日より委員を務めていただいております、今回2期目となります。

提案理由です。芹田 薫氏が令和6年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第48、議案第49号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第49号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町八森字椿台99番地14、氏名 小林孝一氏でございます。

本日提出、私でございます。

提案する小林孝一氏は、八峰町八森椿台地区在住の69歳男性で、令和3年5月17日より委員を務めていただいております、今回2期目となります。

提案理由でございます。この小林孝一氏が令和6年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の皆様には、よろしくご審議くださいますよう、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第49、議案第50号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第50号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜水沢字大久保岱32番地、氏名 田村政彦氏でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由、八峰町沢目財産区管理委員の田村利満氏が、令和6年3月31日で辞任することから関係地区に推薦を求めたところ、田村政彦氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第50、議案第51号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第51号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜水沢字水沢66番地4、氏名 阿部富廣氏でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由です。八峰町沢目財産区管理委員の阿部富廣氏が、令和6年3月31日で任期を迎えることから関係地区に推薦を求めたところ、阿部富廣氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第51、議案第52号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

この案件は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、1番議員の退室を求めます。

(1番 笠原吉範君 退室)

○議長（皆川鉄也君） 提出議案について当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第52号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜水沢字下カッチキ台86番地、氏名 笠原吉範氏でございます。

本日提出、私です。

提案理由でございます。八峰町沢目財産区管理委員の笠原吉範氏が、令和6年3月31日で任期を迎えることから関係地区に推薦を求めたところ、笠原吉範氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、

議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

（1 番 笠原吉範君 入室）

○議長（皆川鉄也君） 日程第52、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第53、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件確保と地域経済の振興を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第54、陳情第3号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 3時42分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫